－　商　工　会　会　員　の　皆　様　へ　－

**利子補給制度のお知らせ**

　本会では、伊予市中小企業制度資金利子補給制度（条例）に基づいて、双海中山地区内で事業を営んでいる事業者の経営安定と振興を図るため、国の制度資金や愛媛県制度資金を利用されている方を対象に借入金（限度有り）利息（令和４年１月１日から令和４年１２月３１日の間）を支払った額に対し10分の2を利子補給します。

利子補給申請受付期間

**令和５年１月４日（水）～令和５年１月２４日（火）※厳守**

期日までに申請のない場合は、手続きされないものとして処理いたしますのでお早めにお手続きください。

**≪利子補給の対象者≫**

■双海中山商工会会員(特別会員を含む)であって、個人にあっては現住所を、法人にあっては本社を市内に有する者

■中小企業を経営しようとする個人または法人が借り受けた資金については、創業前又は創業後の6か月以内に制度資金を借り受けており、その後6か月以内に経営を開始している者

■市税を完納している者

※上記の条件をすべて満たしている者に限ります。

**≪利子補給の対象資金≫**

平成17年4月1日以降に融資実行された資金

■日本政策金融公庫融資制度資金

■愛媛県中小企業融資制度資金（伊予市内で営業している金融機関からの借入実行に限る。）

※一部該当しない制度資金あり。

※小口連携保証（トライアングル１０００）等・メンバーズビジネスローンは除きます。

※新型コロナウイルス感染症対策融資については、対象外になりますが別途利子補給制度があります。

**≪利子補給の対象となる利息≫**

■令和４年1月1日から令和４年12月31日の間に支払った利息。

※平成27年3月31日以前の借入については、完済するまでの利息が対象です。

※平成27年4月1日以降の借入については、５年間の利息が対象です。

**≪利子補給の限度額≫**

**【平成２７年３月３１日以前に借り入れた制度資金の場合】**

■対象資金の当初借入額が、１人又は１事業所につき、総額3,000万円が限度額となります。借入金を完済又は借換えした場合には、その後、新たに借入を行った対象資金が3,000万円以内で対象となります。

■利子補給の対象期限はありません。

**【平成２７年４月１日以降に借り入れた制度資金(借換の場合も含む)の場合】**

■対象資金の当初借入額が、１人又は１事業所につき、総額3,000万円が限度額となります。借入金を完済又は借換えした場合には、その後、新たに借入を行った対象資金が3,000万円以内で対象となります。

■利子補給の対象期限は、平成２７年４月１日以降は借入日から５年間となります。

　(平成２７年４月２日～平成２８年１２月３１日の借入は対象外）

**≪利子補給の手続き≫**

■令和４年度伊予市中小企業制度資金利子補給申請書（様式1）

■令和４年12月31日現在での伊予市税完納証明書

※伊予市税完納証明書の取得時注意事項　（交付手数料300円）

1．伊予市税務課窓口又は地域事務所で、利子補給の申請に使用する旨を伝えてください。

2．市税等の納付を納付期限までに行っておらず、完納証明書の取得直前に銀行等で納付を行った場合、納付確認に時間を要するため、完納証明書の発行に時間がかかってしまいますが、急ぐ場合は、納付した領収書を伊予市税務課窓口へ持参すれば、すぐに発行してもらえます。

■日本政策金融公庫、伊予市内金融機関発行の残高証明書

※本会経由で日本政策金融公庫へ融資を申し込んでいる方の残高証明書は本会でまとめて手配しますので必要ございません。

※詳細は、双海中山商工会(担当:藤久、亀田)までお問い合わせください。

※申請書等関係書類が必要な方は、商工会窓口にお越し下さい。

**≪利子補給金の支払方法≫**

■利子補給の支払いは、全て口座振込となっておりますので申込時に振込先を必ず記載して下さい。

■希望される口座によっては、振込手数料がかかる場合があります。その場合は振込手数料を、利子補給額より差し引かせていただきますのでご注意ください。